2025年８月号

法務コンシェルジュサービス

望月綜合法務事務所便り

連絡先：〒612－8411
京都市伏見区竹田久保町２番地
TEL：（０７５）６４４－９２５２
URL：http://www.office-mochizuki.com

「スポットワーク」における留意事項等をまとめたリーフレットが公表されました

◆「スポットワーク」の定義

「スポットワーク」には、様々な形態がありますが、このリーフレットでは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとでの就労形態を指し、「スポットワーク」の雇用仲介を行う事業者が提供する雇用仲介アプリを利用してマッチングや賃金の立替払いを行うものを対象としています。

◆リーフレットの主な内容

このリーフレットは、厚生労働省が「スポットワーク」の労務管理における留意事項等を取りまとめたもので、労働者向けと使用者向けがあり、以下の項目について、それぞれの立場での注意・確認点をまとめています。以下は、事業者向けの内容になります。

① 労働契約時における注意点
・誰と誰が労働締結をするのかの確認
・労働契約の成立時期の確認
・契約成立後の労働基準法の遵守

② 休業させる場合の注意点
・休日手当を支給する要件の確認

③ 賃金・労働時間に関する注意点
・業務に必要な準備行為等の労働時間の周知
・一方的な賃金の減額
・実労働時間の把握

④ その他の注意点
・通勤または仕事中の事故やケガをした場合の労災保険
・労働災害防止における安全衛生の確保
・ハラスメント対策

働き手にとっては、隙間時間を利用しながら都合よく働くことができ、事業者側からすれば、一時的な人手不足を迅速に解消できることから、「スポットワーク」の利便性は高く、雇用仲介アプリの登録者数や利用者数は今後さらに増えていくことが予想されます。このリーフレットによって、曖昧な部分もあった労務管理がひとまず整理されています。

【厚生労働省「いわゆる「スポットワーク」における留意事項等をとりまとめたリーフレットを作成し、関係団体にその周知等を要請しました。」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59197.html

社会保険労務士法が改正されます

６月 18 日、社会保険労務士法の一部を改正する法律案が可決、成立しました。主な内容は以下の通りで、公布の日から（第四は公布の日から起算して 10 日を経過した日から、第三は令和７年 10 月１日から）施行されます。

◆第一　社会保険労務士の使命に関する規定の新設（第１条関係）

社会保険労務士法の目的規定を改め、「社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もつて豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする」旨の規定が設けられます。

◆第二　労務監査に関する業務の明記（第２条第１項第３号関係）

社会保険労務士の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る「法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査すること」が含まれることが明記されます。

◆第三　社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備（第２条の２関係）

裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」が「代理人」に改められます。

◆第四　名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記（第 26 条関係）

1　社会保険労務士に類似する名称に「社労士」が含まれることが明記されます。
2　社会保険労務士法人に類似する名称に「社労士法人」が含まれることが明記されます。
3　社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に類似する名称に「社労士会」及び「全国社労士会連合会」が含まれることが明記されます。

【衆議院「社会保険労務士法の一部を改正する法律案」】
https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21705049.htm

８月の税務と労務の手続期限［提出先・納付先］

12 日
○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
［公共職業安定所］

９月１日
○ 個人事業税の納付＜第１期分＞［郵便局または銀行］
○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第２期分＞［郵便局または銀行］
○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
［公共職業安定所］

弊所よりひと言

●法務相談、労務・人事管理、給与計算、各種許認可申請、民事・家事事件、就業規則見直し、労基署・年金事務所の調査の立会い等について、ご不明な点やご質問はお気軽にお問い合わせ下さい。